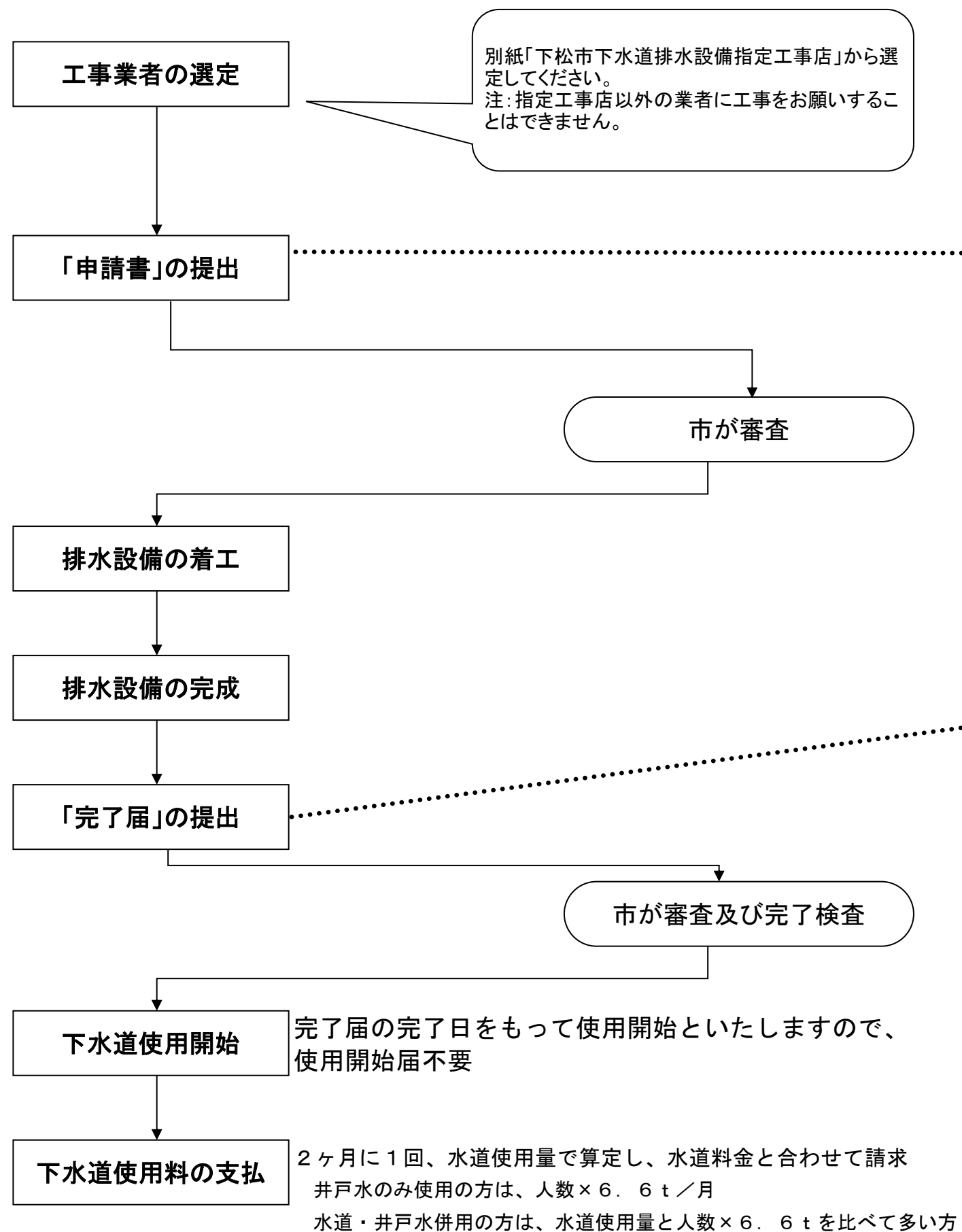


排水設備工事の手順

本管施工の翌年度から3年度内に実施してください。



水洗便所改造資金融資をご利用の方

市では、便所1箇所につき上限**60万**の融資をあっ旋し、利子を補給しています。（期限内に施工の方）
（取扱銀行：山口銀行下松・花岡支店）

水洗便所改造資金融資あっ旋申請 ※排水設備等新設確認申請と同時に提出

<市への提出書類>

- ①水洗便所改造資金融資あっ旋申請書
- ②工事見積書（融資対象の決定のため詳しいものを提出してください。）
- ③申請者…市税完納証明書（税務課）
- ④保証人…市税又は固定資産税納税証明書（税務課）
- ⑤保証人…印鑑証明書（市民課）
※保証人は原則下松市在住で、申請人と同一世帯でない方。
※保証人が指定工事店の場合、④⑤は不要
- ⑥債務保証委託契約書（200円の収入印紙貼付）

融資あっ旋予定通知 市から融資あっ旋予定通知書を送付

<市への提出書類>

- ①工事代金請求書の写しまたは精算書など内容のわかるもの

融資あっ旋決定通知 工事完了検査後、精算工事費による決定額で市から融資あっ旋決定通知書を送付

取扱い銀行で借入申請（毎月申込10日締め、23日融資金振込み）

※山口銀行下松支店もしくは花岡支店の口座が必要です。

<銀行への提出書類等> ※別途申し込み要領あり

- ①融資あっ旋決定通知書（下松市発行）
- ②借入申込書、借用証書、念書（銀行備え付け）
- ③借主の登録印及び印鑑証明書
- ④収入印紙（念書用、借用証書用）